府令

○内閣府令第十一号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「第二条第一項第八号」を「第二条第一項第一号」に、「一般送配電事業」を「一般送配電事業」に改める。

一　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条の三第一項

二　長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十三条の三第一項

三　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百十六条第一項

四　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第五十三条第一項

附　則

この府令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

府令・省令

○内閣府　財務省　経済産業省令第二号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第六条第八項第二号の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府財務省経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

附　則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府　厚生労働省令第三号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第九項第四号の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

附　則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○内閣府　農林水産省令第四号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第十条第九項第二号ロ及び農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第七条第九項第二号の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

農林水産大臣　森山　裕

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令及び農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

次に掲げる命令の規定中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第八号」に、「一般電気事業」を「一般送配電事業」に改める。

一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第農林水産省令第一号）第十八条第二項

二　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）第七十四条第一項

附　則

この命令は、電気事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

省令

○厚生労働省令第二十九号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、及び消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の四第一項第二号の規定に基づき、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令法務庁令厚生省令農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二号ハ中「第十一条の二の四」を「第十一条の五」に、同号ニ中「第十一条の十の三」を「第十一条の二十七」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十六号

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）の施行に伴い、土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十日

国土交通大臣　石井　啓一

土地区画整理法施行規則の一部を改正する省令

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第百三十六条」を「第百三十六条第一項」に、「都道府県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。）」に改める。

附　則

この省令は、農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

告示

○内閣府告示第二十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十七年内閣府告示第四百二十四号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十八年三月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三